

新鹿島市民会館（仮称）建設設計候補者選考
公募型プロポーザル
プレゼンテーション・ヒアリング実施要領

平成30年8月
鹿島市

1 目的

このプレゼンテーション及びヒアリングは、ヒアリング要請者が、新鹿島市民会館（仮称）建設設計候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に対して、直接に技術提案等の内容説明を行うとともに、選考委員会がヒアリング要請者に対し質疑を行う機会を設け、選考委員会の提案内容に対する理解を深めることにより、適正な選考に資するために実施する。なお、本事業は市民の関心も高い事業であること、選考の透明性を高める観点から、プレゼンテーション及びヒアリングを公開で実施する。

2 実施日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 10 月 20 日（土）午前 10 時 00 分から 17 時 00 分（予定）
- (2) 場所 鹿島新世紀センター 2F 会議室
- (3) 集合時間等 「プレゼンテーション及びヒアリングの順番」と併せて通知する。

3 説明時間及び出席者

- (1) 所要時間 説明 20 分間以内、質疑応答 20 分間程度
- (2) 出席者 管理技術者及び意匠担当主任技術者に加えて、外の主任技術者の中から2人以内（合計4人以内）とする。
- (3) 説明者 提案内容についての説明は管理技術者が行うこと。
- (4) 出席者報告書 実施要領に示す期日までに、二次選考提出書類の一部として、ヒアリング出席者報告書（様式 16）を提出すること なお、公平性を期する観点から、(2) の出席者は、他者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することは認めない。

4 プレゼンテーション及びヒアリングの順番

プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、技術提案書等の到着順（郵便局の受付消印で確認）とする。ただし、到着が同日同時刻枠（郵便局の受付消印で確認）の場合は、提案者名の五十音順とする。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの順番及び集合時間等は、平成 30 年 10 月 15 日（月）に、事務局から Eメールで各担当者へ通知する。

5 プレゼンテーション及びヒアリングの内容

(1) プレゼンテーションの内容

- ・説明は、提出した取組姿勢表明書、設計工程及び全体概略工程表、技術提案書の範囲に限る。
- ・技術提案書等の範囲を逸脱した説明や選考委員の質問内容と全く関係のない発言をしないこと。
- ・企業名や個人名等の判別又は推察ができる言動をしないこと。
- ・会場が広いため、前方のスクリーンが見えにくいことが予想されるが、より多くの方にプレゼンテーションの内容を傍聴していただく配慮として、提出される CD-ROM の技術提案書の PDF データを、市で拡大印刷を行い会場内に掲示することとする。（傍聴者への技術提案書等の配布はしない。）但し、各説明者がプレゼンテーション及びヒアリングを行っている時間内に限り掲示する。（説明者の入替時に事務局で張り替える。）

(2) ヒアリングの内容

取組姿勢表明書、設計工程及び全体概略工程表、技術提案書について具体的な内容や疑問点等について質疑応答を行う。

(3) 追加資料の配付 追加資料の配付は一切不可とする。

6 使用機器・資料等

(1) プレゼンテーションソフトの使用

プレゼンテーションソフト（パワーポイント等）を用いたプレゼンテーションは可能とする。但し、取組姿勢表明書、設計工程及び全体概略工程表、技術提案書以外の事項はプレゼンテーションの内容に盛り込まないこと。プレゼンテーション実施時には本市が用意する以下の機器を使用することが出来るが、パソコンについては、出席者が持参したものを使用することも可能とする。

- ・スクリーン W=2,03mm H=1,524mm
- ・パソコン 富士通 Windows 7 Office (PowerPoint 含む。)
- ・プロジェクター EPSON
- ・プレゼンテーションに用いる機器設置等に必要な時間については、「3 説明時間及び出席者」に記載された時間には含まない。

(2) 模型の使用 模型を用いたプレゼンテーションは不可とする。

(3) パネルの使用 技術提案書をパネル化したプレゼンテーションは可能とする。

7 失格事項 出席者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ア. 集合時刻に遅刻した場合
- イ. 企業名や個人名等が判別される服装をした場合
- ウ. 他者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴した場合
- エ. その他、選考委員会及び事務局の指示に従わない場合

8 その他

- ア. プレゼンテーション及びヒアリングの実施に関する問い合わせは、鹿島市総務部総務課で受け付ける。
- イ. プレゼンテーション及びヒアリングに関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選考委員会と事務局が協議し決定するものとする。また、その内容は、必要に応じてヒアリング要請者全員に通知するものとする。
- ウ. プレゼンテーション及びヒアリングの進行上の都合により、後日通知する時間(開始時刻)と異なる時間となる場合は事務局の指示に従うこと。
- エ. プレゼンテーション及びヒアリングの傍聴者への周知は、後日、市ホームページ等で行う。